

第2期北海道厚岸町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

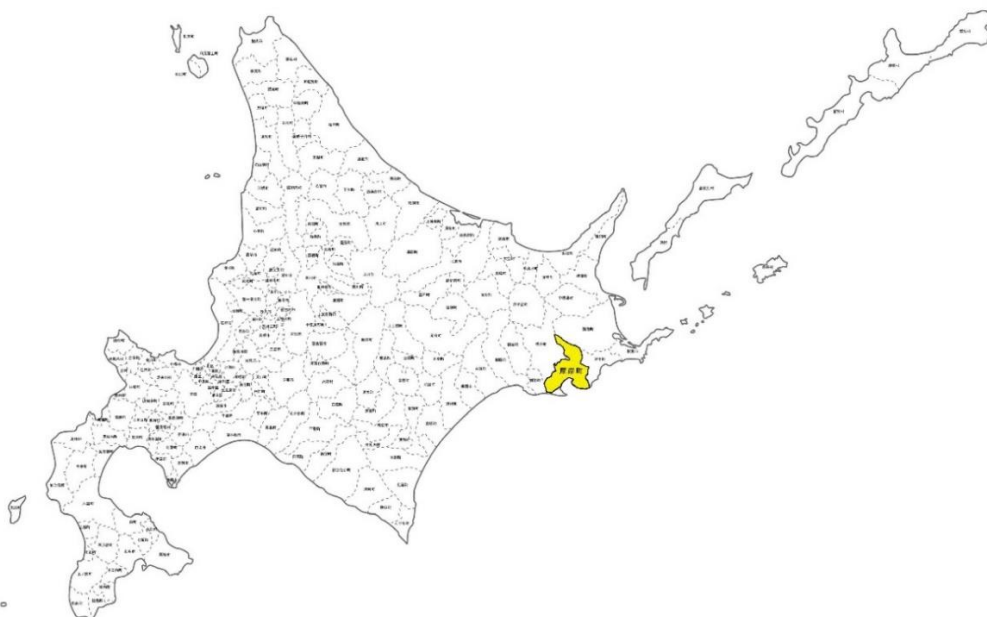
（1）促進区域

設定する区域は、令和5年4月1日時点における北海道厚岸町の行政区域とする。概ねの面積は73,912haである。

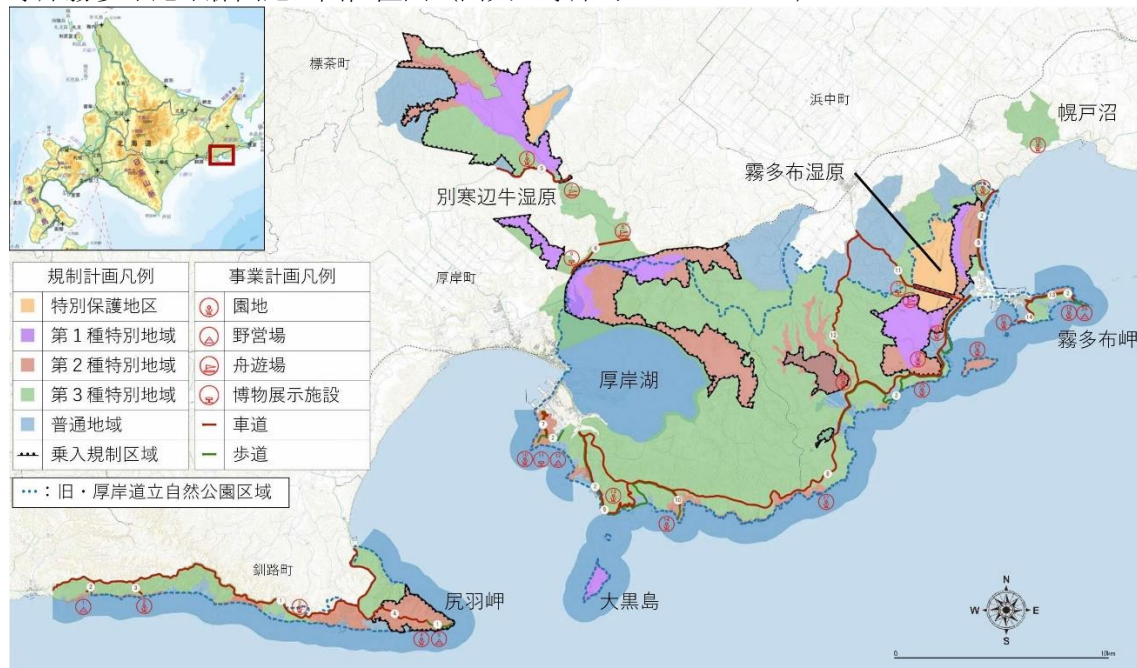
ただし、厚岸霧多布昆布森国定公園の特別地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区の特別保護地区、自然環境保全法に規定する北海道自然環境保全地域、北海道自然環境等保全条例に規定する記念保護樹木の所在地は除外する。

また、厚岸霧多布昆布森国定公園の普通地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（特別保護地区を除く）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地でラムサール条約登録湿地である厚岸湖・別寒辺牛湿原については、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等をはじめとする生物の多様性の観点から重要度の高い地域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然公園法に規定する国立公園及び道立自然公園、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地）は、本促進区域には存在しない。



厚岸霧多布昆布森国定公園位置図（出典：厚岸町ホームページ）



（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

厚岸町は、東西 35.5km、南北 45.1km の広さで、北海道の南東部に位置し、東部は浜中町、北部は別海町・標茶町、西部は釧路町と接し、南は厚岸湾が深く進入して厚岸湖を抱き太平洋に面しており、厚岸湖および厚岸湾の海岸線には漁村が点在している。また、北部の波状丘陵地帯には広大な酪農地帯が形成されている。気候は、春から夏にかけて海霧の影響を受けるため日照時間が短く特に夏は冷涼で、秋は降水量も少なく晴天が続き、冬は比較的晴れの日が多いものの厳寒期の凍結が著しい気候条件にある（令和4年の日照時間は、厚岸 1,966.1 時間、京都 2,004.3 時間。同年の平均気温は厚岸 7.2℃、京都 16.8℃。同年の降水量は、厚岸 1,228.5 mm、京都 1,459.5 mm）。

（インフラの整備状況）

厚岸町の市街地を横断する一般国道 44 号（以下、「国道 44 号」とする）は、釧路空港や重要港湾の釧路港、道央圏と結ばれる北海道横断自動車道の東端のインターチェンジを擁する釧路市と本町を結ぶ幹線道路であり、物流や交流人口の移動のほか町民生活にとっても極めて重要な道路である。

本町と道内の主要都市である札幌市とは、国道 44 号と北海道横断自動車道の利用により約 5 時間半で移動可能である。また、鉄道については、厚岸駅から釧路駅を経由し、札幌駅まで約 5 時間で結ばれる列車が運行されている。なお、令和 3 年の厚岸駅での乗車人員は年間で 40,880 人、1 日平均では 112 人である。

空港については、厚岸町市街地から約 67km（車で約 1 時間 15 分）の位置に釧路空港（滑走路 2,500m）がある。この釧路空港は、ISL カテゴリーⅢBを運用しており、このシステムに対応している中型機・大型機は濃霧や悪天候時でも安全な離着陸が可能となっている。東京国際空港（羽田空港）や新千歳空港・札幌丘珠空港と 1 日 13 往復が運航している。令和 4 年度の国内線乗降客数は 691,850 人となっている。

（産業構造）

厚岸町の基幹産業は、漁業と農業である。

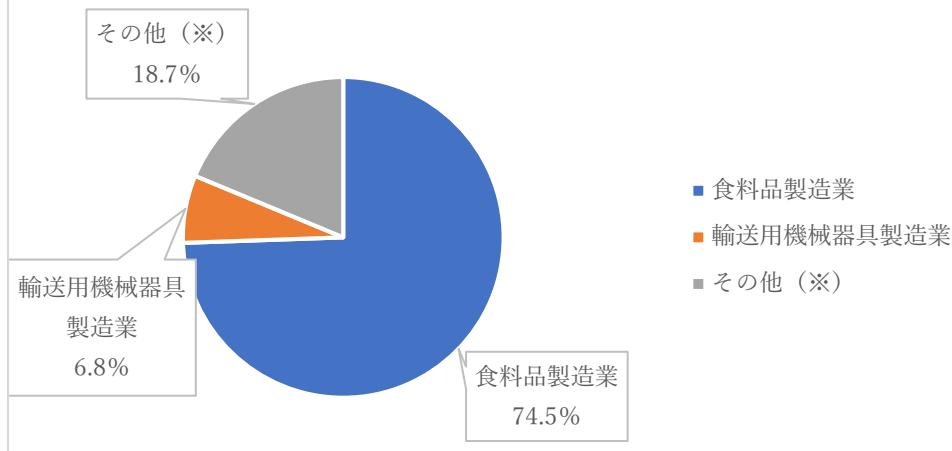
漁業については第 3 種厚岸漁港と第 1 種床潭漁港があり、カキ・アサリ・サンマ・コンブ・イワシなど約 50 種の水産物が水揚げされる。令和 2 年の水揚げ量は 15,239 t、金額にして約 44 億円であり、水産加工業をはじめとした関連産業の発展に大きく寄与し、地域経済を牽引してきた。しかし、近年のロシア 200 海里内でのサケ・マス流し網漁の禁止や主要魚種であるサンマの不漁など、漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。こうした中、北洋サケ・マス流し網に替わる漁法や漁業の確立に向けた取組が始まったほか、屋根付岸壁の整備等の衛生管理型漁港整備などによる水産物の高付加価値化の推進、養殖カキで全国的な知名度を誇る「カキえもん」や新たに「弁天かき」の養殖など「つくり育てる漁業」の振興を図っている。

農業は酪農がほとんどであり、令和 2 年の乳牛の飼養戸数は 89 戸、飼養頭数は 12,929 頭で、経営耕地面積は 8,854ha、令和 3 年度の生乳委託販売実績は 68,093 t となっている。農業を取り巻く情勢は、経営者の高齢化、後継者不足、労働者不足などの進行に加え、国内外の社会情勢の変化に伴う農業生産資材の価格高騰等により、非常に厳しい経営を強いられている。

こうした中、農業が持続的に発展していくため、六次産業化による農業経営の多角化の取組や農業生産額の増大及び生産コストの低減を図り、農業経営体の経営体質と生産基盤の強化を行っている。

第二次産業では、令和 2 年の製造業の事業所数が 28 事業所、従業者数が 587 人、製造品出荷額等が 199 億 6,485 万円となっており、食料品製造業が多くを占めている。

製造品出荷額の構成割合（出典：令和2年工業統計調査（単位：％））

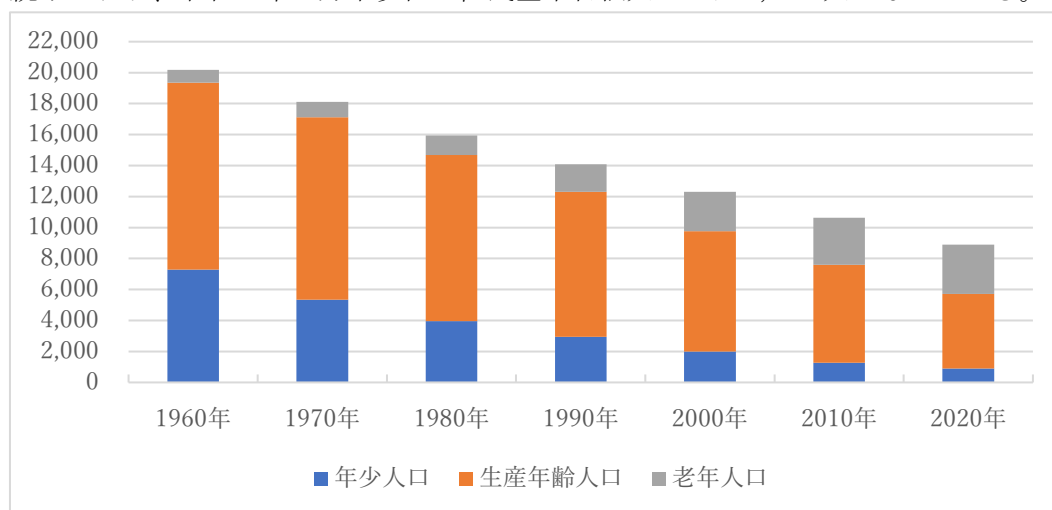


※ 『その他製造業』のほか、『飲料・たばこ・飼料製造業』、『木材・木製品製造業』、『印刷・同関連業』、『窯業・土石製品製造業』、『金属製品製造業』、『はん用機械器具製造業』を含む（公表されていないため）。

第三次産業では、水産加工品等の取扱いが豊富であることから卸売・小売業・サービス業を中心として発展してきたが、人口減少などの影響で事業所数は減少傾向が続いている。

（人口分布の現状）

厚岸町の人口は、昭和35年（1960年）に20,185人とピークを迎えたが、それ以降は地域内の炭鉱閉山や沖合漁業の衰退、少子高齢化の進行などの様々な要因により減少し続けており、令和5年8月末現在の住民基本台帳人口では8,446人となっている。



（出典：各年 国勢調査）

	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年
総人口	20,185	18,114	15,940	14,093	12,307	10,630	8,892
0～14歳	7,294	5,348	3,953	2,934	1,997	1,274	900
15～64歳	12,051	11,772	10,731	9,369	7,758	6,315	4,809
65歳以上	840	994	1,256	1,790	2,552	3,041	3,182
高齢化率	4.2%	5.5%	7.9%	12.7%	20.7%	28.6%	35.8%

(出典：各年 国勢調査)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

厚岸町では、令和2年3月に策定した「第2期厚岸町未来創生総合戦略」において、「漁業と農業の活力で地域経済が元気になる”あつけし”」、「子どもを安心して産み育てられる”あつけし”」、「地域の魅力で人を呼び込む”あつけし”」、「誰もが安心して暮らせる・暮らしたくなる”あつけし”」の4点を基本目標として掲げている。

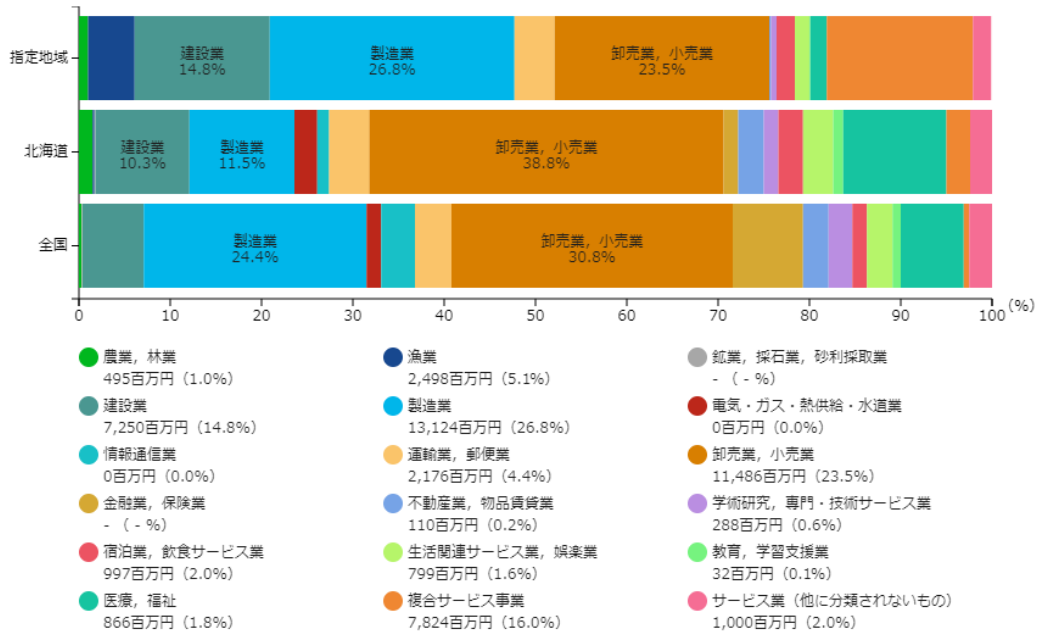
第一次産業、それらを活かした食料品製造業や輸送機械器具製造業を含む製造業は、当町の全産業の売上高の約27%を占める産業であることから、それらの生産力向上に係る支援を進めていくものである。

また、厚岸町は厚岸霧多布昆布森国定公園をはじめとする豊かな自然環境を有するとともに、天然の良港とさんま・カキを代表とする海の幸、屯田兵の入植から開拓された酪農郷が相まって発展してきた。これらの個性ある豊富な地域資源を最大限に活かし、新たな観光メニューの構築や既存事業のさらなる磨き上げにより地域の魅力を高め、これらの情報発信を強化して、国内外の観光客を誘致する。こうして域外から獲得した外貨を観光産業と関連産業の強化、さらに新規事業の創出などにより、域内での消費と投資へと結びつけるなど、付加価値を創出する仕組みをつくり、地域経済の好循環を推進する。

さらには、町内事業所の求人情報の情報発信等により就労環境整備を行うことで人材の確保と経営の安定化を図り若者、女性、障がい者などの多様な人々が活躍できる社会の実現を目指す。

売上高(企業単位) 2016年

指定地域：北海道厚岸町



(出典：RE S A S 地域経済分析システム)

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	174 百万円	—

(算定根拠)

- ・1 件あたり 50 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で 1.16 倍の波及効果をもたらし、促進区域約 174 百万円での付加価値を創出することを目指す。
- ・波及効果は、地域経済分析システム (2018 年・厚岸町版) 産業別影響力分析において漁業、農業、食料品製造業の影響力係数の平均値が 1.16 倍であることを根拠とした (※影響力係数：ある産業の経済動向が他産業の経済動向に及ぼす影響度)。
- ・北海道厚岸町基本計画における現状の値は、地域経済牽引事業計画の承認実績がないため、記載しない。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	0 件	3 件	—

地域経済牽引事業の 雇用増	0 人	9 人	—
------------------	-----	-----	---

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,611 万円（北海道の 1 事業所あたり平均付加価値額〔経済センサスー活動調査（令和 3 年）〕）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上高が開始年度より 1.5%以上増加すること。

②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度より 3 人以上増加すること。

なお、(2) (3) については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①厚岸町のさんま・カキ等の特産物を活用した食料品製造関連分野

②厚岸町のさんま・カキ等の特産物を活用した観光関連分野

③厚岸町の造船製造・修理業等の集積を活用したものづくり関連分野

④厚岸町の食料品製造業の集積を活用した卸売・小売業関連分野

(2) 選定の理由

①厚岸町のさんま・カキ等の特産物を活用した食料品製造関連分野

厚岸町は水産業が盛んである。令和 3 年における年間生産高は、約 8 千 t（うち、さんまは約 2 割の約 1,500 t）に上り、釧路総合振興局管内における全生産高の 3.7%（うち、

にしん 58.3%、さんま 92.5%、かき類 60.7%、あさり 95.3%) を占めており、北海道内においては、全生産高の 0.7% (うち、あさり 73.2%、かき類 26.4%) を占めている (図表 1)。また、厚岸地域マリンビジョンは平成 26 年 3 月に改訂され、衛生管理対策の導入とブランド化の推進、水産物の安定供給体制や安定供給基盤の確保、環境保全と循環型社会の構築、漁村地域の総合的な振興を目指している。

図表 1 厚岸町の主要魚種・全魚種の生産高、それらの釧路総合振興局及び北海道の合計生産高に占める割合

(単位:トン、%)

魚種名	生産高			生産高に占める厚岸町の割合	
	厚岸町	釧路総合振興局計	北海道計	釧路総合振興局内	北海道
にしん	207	355	14,062	58.3%	1.5%
ま	86	330	2,898	26.1%	3.0%
こま	34	563	2,992	6.0%	1.1%
さんま	1,423	1,538	12,203	92.5%	11.7%
くろがしらがれい	85	191	3,831	44.5%	2.2%
やなぎだこ	206	1,439	4,678	14.3%	4.4%
毛がに	12	85	1,336	14.1%	0.9%
花咲がに	18	94	183	19.1%	9.8%
えぞばふんうに	3	24	241	12.5%	1.2%
ほっかいえび	28	48	131	58.3%	21.4%
ほっき貝(うばがい)	125	1,031	4,752	12.1%	2.6%
かき類	202	333	765	60.7%	26.4%
つぶ類	665	1,631	5,613	40.8%	11.8%
あさり	1,369	1,437	1,869	95.3%	73.2%
こなぶ	673	2,880	12,442	23.4%	5.4%
全魚種	8,196	221,675	1,176,879	3.7%	0.7%

(出典:北海道水産林務部 令和3年北海道水産現勢)

また、酪農業を中心とした農業も盛んである。乳用牛飼養頭数では、釧路総合振興局管内において全乳用牛飼養頭数の約 1 割に相当する 12,929 頭に上る (図表 2)。新規就農支援策の拡充、中山間地域等支払事業及び多面的機能支払事業については、地域に根ざした効率的な事業を展開し、さらに、釧路太田畜産クラスター協議会で計画している牛舎の整備など、労働負担の軽減や飼養規模拡大の取組を支援していくことを目指している。

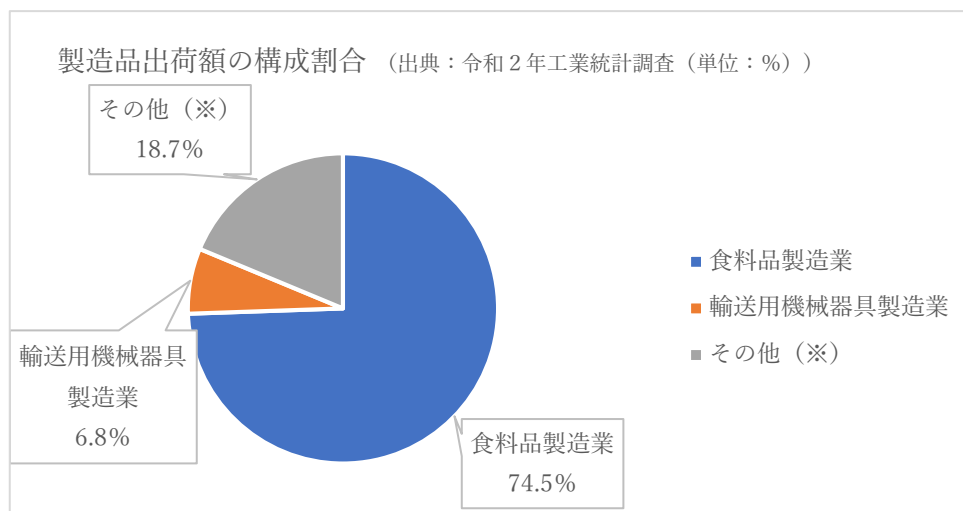
図表 2 釧路総合振興局内における乳用牛経営体数及び飼養頭数

(単位:体、頭、%)

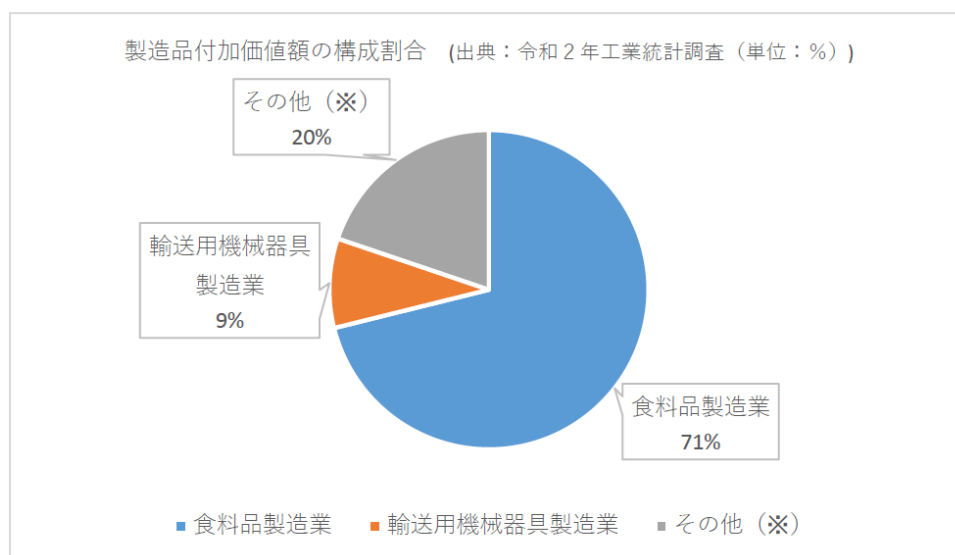
地 域	乳用牛飼養 経営体数	乳用牛飼養 頭数	経営体数割合 (振興局内)	頭数割合 (振興局内)
釧路総合振興局計	775	120,245	100.0%	100.0%
釧路市	88	13,943	11.4%	11.6%
釧路町	3	532	0.4%	0.4%
厚岸町	89	12,929	11.5%	10.8%
浜中町	168	22,919	21.7%	19.1%
標茶町	233	39,231	30.1%	32.6%
弟子屈町	81	11,584	10.5%	9.6%
鶴居村	69	14,917	8.9%	12.4%
白糠町	44	4,190	5.7%	3.5%

(出典:農林水産省 2020年農林業センサス)

これら水産業・農業を背景とする豊富な農水産物資源等を生かした食料品製造業は、従業者数が令和2年工業統計調査で432人（製造業全体の73.6%）、出荷額が148億6,451万円（製造業全体の74.5%）、付加価値額が29億4,700万円（製造業全体の71.1%）に上り、当町において強みのある産業といえる。



※ 『その他製造業』のほか、『飲料・たばこ・飼料製造業』、『木材・木製品製造業』、『印刷・同関連業』、『窯業・土石製品製造業』、『金属製品製造業』、『はん用機械器具製造業』を含む（公表されていないため）。



※ 『その他製造業』のほか、飲料・たばこ・飼料製造業』、『木材・木製品製造業』、『印刷・同関連業』、『窯業・土石製品製造業』、『金属製品製造業』、『はん用機械器具製造業』を含む（公表されていないため）。

このような状況の中、当町において道内では 80 年ぶりとなるウイスキー蒸留所「厚岸蒸溜所」が平成 28 年 11 月に稼働した。初年度は 30 キロリットル、令和 4 年度は 183 キロリットルの原酒を生産しており、近い将来は年間生産能力である 300 キロリットルの生産を目指している。平成 30 年 2 月から熟成 6 ヶ月程度の「ニューボーン」を半年ごとに計 4 回限定出荷し、令和 2 年には熟成 3 年以上の「二十四節気シリーズ」が初出荷され、これまでに第 12 弾まで発売されている。そこで、当町の豊富な農水産物資源等を生かして、この「ウイスキー」に合う新たな「食」の開発など、経済の活性化に結びつける戦略を展開していく必要がある。

以上の地域特性や様々な取組を踏まえ、厚岸町において重要な食料品製造分野の付加価値や生産性の向上等を通じて地域事業者の稼ぐ力を高めるとともに、関連産業にも経済的波及効果が及ぶことを目指す。

②厚岸町のさんま・カキ等の特産物を活用した観光関連分野

厚岸町は、上記①で示したとおり、さんまやカキといった海の幸、広大な大地で育つ乳牛から生産された高品質な生乳など、魅力ある「食」を豊富に有している。

これらを観光資源の一つとして、例年 10 月初旬から 10 日間にわたって開催する「あっけし牡蠣まつり」は、当町の代表的なイベントとなっている。

令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、こうした背景もあり、当町への観光入込客数は令和 4 年度で 40 万 400 人となっている（図表 3）。

図表 3 令和 4 年度釧路総合振興局管内自治体における観光入込客数

地域	観光入込客数(人)
釧路計	6,189,800
釧路市	3,810,100
釧路町	109,700
厚岸町	400,400
浜中町	226,100
標茶町	101,800
弟子屈町	646,200
鶴居村	391,100
白糠町	504,400

（出典：北海道経済部観光局観光振興課 北海道観光入込客数調査報告書 令和 4 年度（2022 年度）資料編）

また、当町における農水産物を地域ブランド化した「カキえもん」、「弁天かき」、「あつけし極みるく 65」などの商品が注目されているほか、厚岸蒸溜所が製造している「厚岸ウイスキー」は国内でも高い評価を受けており、これらも観光資源の一つとして活かし、観光客の誘客を行っている。

加えて、ラムサール条約登録湿地に認定されている厚岸湖・別寒辺牛湿原のほか、厚岸霧多布昆布森国定公園などの自然景観にも恵まれており、別寒辺牛湿原を流れる別寒辺牛川でのカヌーツーリング、厚岸湖での潮干狩り体験など豊かな自然を活用した体験メニューは「厚岸町ならではの」体験メニューであり、特に首都圏や道央圏の観光客に人気がある。

観光拠点施設の道の駅「厚岸グルメパーク（厚岸味覚ターミナル・コンキリエ）」は、当町の強みである「食」、特に特産品の「カキ」を中心に厚岸町で水揚げされる水産物を使用し様々なメニューや商品の開発を行い、レストランや展示販売コーナーで提供している。

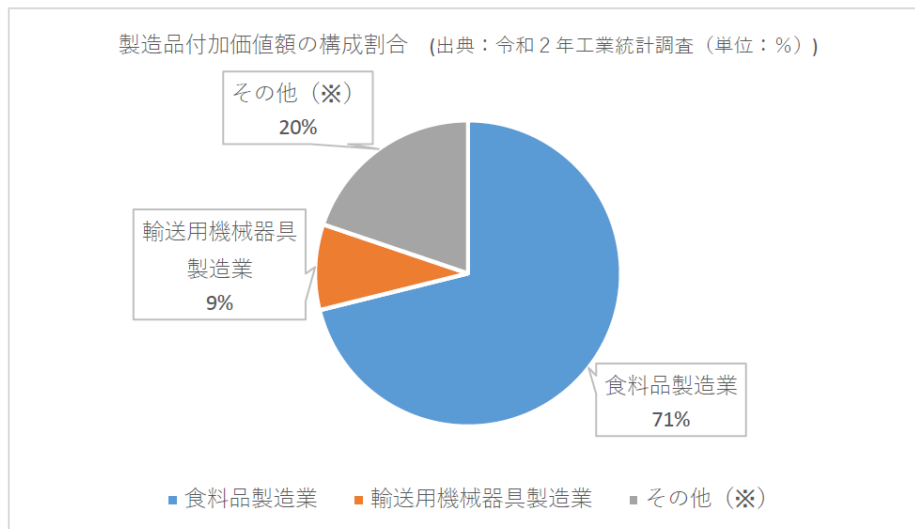
こうした中、上記のような豊富な観光資源やこれらを組み合わせた体験メニューなどをPRするため、町内の経済産業団体で構成する「厚岸町観光プロモーション実行委員会」を組織し、観光物産展開催やメディアなどを活用して魅力発信を行っている。このような取組をはじめとして、誰もが安全に安心して快適に楽しめるストレスフリーな受入環境整備、的確な国内外への情報発信を、旅館業、飲食業など多様な観光産業関係事業者と連携し推進している。

以上を踏まえ、観光関連産業間など幅広い業種間で連携しつつ、「食」をはじめとした特産物を活用して観光客の消費を促し域外からの外貨・投資の獲得を図るとともに、地域事業者の稼ぐ力を高めて域内での経済的波及効果や付加価値を創出し、地域全体の付加価値の増加を目指していく。

③厚岸町の造船製造・修理業等の集積を活用したものづくり関連分野

厚岸町内には、地域経済分析システム（2016 年・厚岸町版）で、43 社の製造業が立地し 729 人（全産業の 21.7%）が従事しており、売上高約 131 億円（全産業の 26.7%）、付加価値額約 22 億円（全産業の 18.7%）となっていて、当町の重要な産業と位置づけている。

製造業のうち、船舶、漁網等の製造・修理をする事業所は盛んな水産業とともに培われてきた。特に造船業を含む輸送用機械器具製造業は、9 事業所（製造業の 16.7%）が集積し（平成 28 年現在）、FRP 船やアルミニウム船などを建造している。また、当町における製造業では、製造品出荷額に占める造船業を含む輸送用機器器具製造業の割合が約 7%であるところ、付加価値額は 9.1%を占めるに至っており、基幹産業である水産業を支える重要な産業となっている。



※ 『その他製造業』のほか、飲料・たばこ・飼料製造業』『木材・木製品製造業』『印刷・同関連業』『窯業・土石製品製造業』『金属製品製造業』『はん用機械器具製造業』を含む（公表されていないため）。

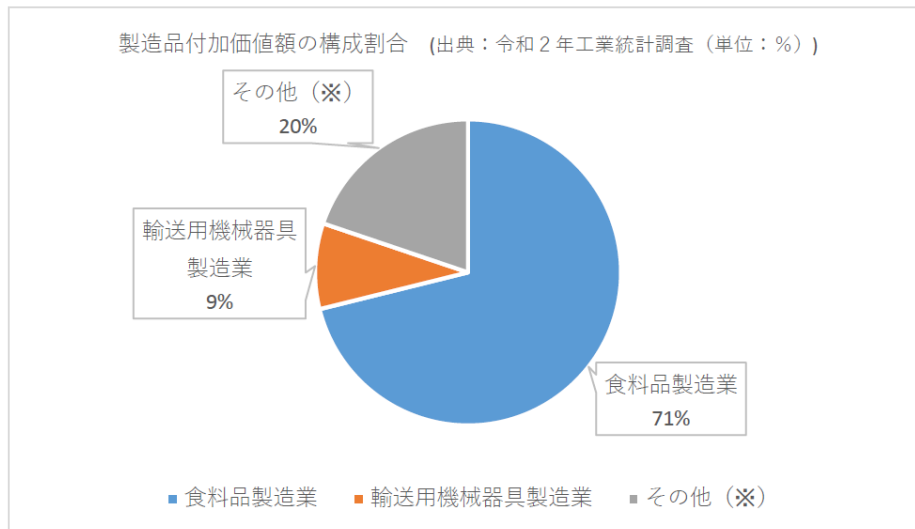
立地している造船業の中には、例えば、北海道でも数少ないオールアルミニウム船の設計から施工まで一事業所で完了できる造船所もある。

これらの高い技術力を持つ企業は、地域における大きな強みとなっており、新たな技術開発を通じて関連産業と連携することで生産性・付加価値向上が期待できる。

以上を踏まえ、当町を支えている造船製造・修理業の集積を生かして、今後も地域のものづくり関連産業の設備投資による高度化、新技術の開発や新分野の取組の更なる推進により、建設業などとも連携しながら生産体制や技術力の強化を図り、付加価値を高める取組を推進し、事業者の稼ぐ力を向上させ、地域全体の付加価値額の増加を目指す。

④厚岸町の食料品製造業の集積を活用した卸売・小売業関連分野

厚岸町では、上記①で示したとおり、第一次産業からの豊富な農水産品を活用した水産加工品などの食料品製造業が盛んである。食料品製造業は 15 事業所が立地（製造業全体の 53.6％）し、製造品出荷額は約 149 億円（製造業全体の 74.5％）、付加価値額は約 29 億円（製造業全体の 71.1％）となっている。



※ 『その他製造業』のほか、飲料・たばこ・飼料製造業』『木材・木製品製造業』『印刷・同関連業』『窯業・土石製品製造業』『金属製品製造業』『はん用機械器具製造業』を含む（公表されていないため）。

また、厚岸漁港（年間約 15,000 t の水揚量）の周辺には、水産加工場や水産関連施設が約 15 社集積している。

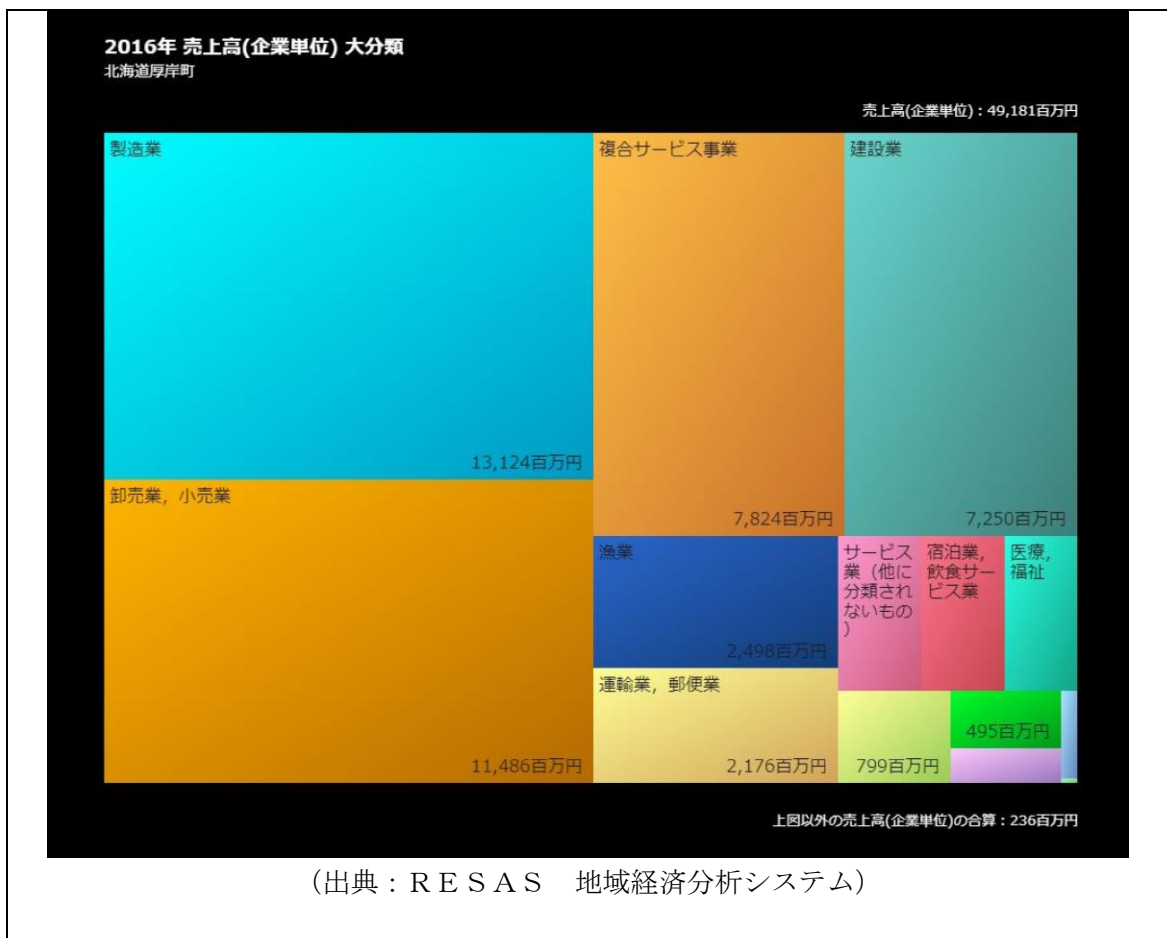
これら食料品製造業の製品を取り扱う卸売・小売業の売上高は 114 億 8,600 万円、当町全産業の 23.4% で製造業に次ぐ規模となっており、主要産業の一つとなっている（図表 4）。

当町では、こうした食料品製造業の集積を生かし、各事業所が有する加工技術を活用して製品の付加価値を高めるとともに、地域の製品を扱う卸売・小売業が域外から外貨獲得を図っている。

これら卸売・小売業に対して、町では、ふるさと納税や特産品等開発支援制度などを通じて売上拡大等に向けた支援を行っている。

今後も、食料品製造業の集積を生かし、「えもんシリーズ、大黒シリーズ」、「弁天かき」などの地域ブランドを推進するなど付加価値を高める取組を強化し、札幌圏や首都圏への物産展の開催や各種商談会、セミナーへの参加を促し、販路開拓・拡大の取組を推進することで事業者の稼ぐ力を向上させ、地域全体の付加価値額の増加を目指す。

図表 4 卸売・小売業の売上高



6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような厚岸町の特性を活かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当町にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

課税の特例に関する事項

① 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、不動産取得税の減免措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税についても対象となっている。

② 厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例

厚岸町では、事業者が知事等より承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき取得した土地・建物・構築物について、固定資産税を3年間免除するため、厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を施行している。

③ 北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

北海道では、公共データの活用促進を図るため、道が保有する様々なデータのうち、個人情報など公開できないものを除くデータについて、二次利用可能な形で公開するオープンデータの取組を進めている。

厚岸町では、地域の事業所が地域経済牽引事業計画の策定に必要とされる公表のできる公共データは、事業者の相談に応じ必要なデータを提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道庁経済部産業振興局産業振興課内、厚岸町観光商工課内に事業者の抱える問題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内外関係部局と連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 研究開発や販路開拓等の支援

厚岸町では、新たな特産品の開発及び商品化に取り組む事業者に対し、予算の範囲内で特産品等開発支援補助金を交付することにより、事業意欲を喚起し、商品の高付加価値化、販路拡大を促進して魅力ある特産品の創出と地域経済の活性化を図る支援を行っている。

② 人材確保・定着支援

厚岸町では、公共機関や経済団体及び教育機関等が雇用問題に対して相互に連携することにより、雇用失業情勢の把握や各種雇用対策の円滑な対応と推進を図るため、「厚岸町雇用対策連絡会議」を設置し、町内高校生の地元就職の推進に取り組むとともに、ハローワーク求人情報の公開のほか、町内企業の求人情報を町ホームページや町施設で公開し、町内企業における人材確保及び定着の促進を図っている。

③ 賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣

言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6)実施スケジュール取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7年度 ～令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①特定地域における道税の課税の特例に関する条例	運用	運用	運用
②厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例	運用	運用	運用
③北海道産業振興条例に基づく助成	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①北海道オープンデータカタログ	運用	運用	運用
②厚岸町でのデータの提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口	運用	運用	運用
【その他】			
①研究開発や販路開拓等の支援	随時実施	随時実施	随時実施
②人材確保・定着支援	随時実施	随時実施	随時実施
③賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、厚岸町商工会、金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮し、連携支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、厚岸町及び北海道では、これら支援機関との連携を図り

ながら、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①厚岸町商工会

昭和 35 年 12 月 1 日に設立され、現在、約 250 事業所の会員で組織された商工会法に基づく法人であり、地域の経済団体の新たな役割として地域の特性を活かした産業経済の成長・発展に向けた方向性を明示し、人口減少問題、インフラ整備に向けた要望活動、交流人口の受入れ態勢の充実、産業団体と連携し地域活性化への貢献活動、六次化支援対策などに取り組んでいる。

また、商工会内に配置されている経営指導員が、設備・運転資金、経理・記帳、経営等の相談等を行っている。

②株式会社北洋銀行及び大地みらい信用金庫

両金融機関は、「地域密着型金融機関」として地域経済の発展・活性化のために、地域の事業者等の事業拡大や経営改善等を通じた経済活動の活性化をサポートし、その結果、さらなる資金需要が発生するという好循環のサイクルを構築し、地域の成長を実現すべく以下の点に取り組んでいることから協力を得ることが可能である。

- ・ 起業のサポート・アドバイスを通じた創業・新事業支援
- ・ ニーズを踏まえた円滑な事業承継の取組
- ・ 事業再生や経営改善に向けた取組
- ・ 産学官金連携による技術課題への対応
- ・ 地域資源等の発信に向けた地域内連携の取組
- ・ 地方創生総合戦略実施への関与・協力

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、環境保全上重要な地域である厚岸霧多布昆布森国定公園及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地でラムサール条約登録湿地である厚岸湖・別寒辺牛湿原において当該事業を行う場合には、公園計画との整合性を図ること及び環境関係法令の遵守を通じて、自然環境の保全に十分な配慮を行う。

大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくり

のための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、厚岸霧多布昆布森国定公園のうち普通地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、生物多様性の観点から重要度の高い湿地でラムサール条約登録湿地である厚岸湖・別寒辺牛湿原の環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際は、環境省釧路自然環境事務所（または北海道自然環境保全部局）と調整を図り、専門家の指導助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮するとともに、環境保全上重要な地域において希少な野生動植物が確認された場合は、環境省釧路自然環境事務所と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分配慮する。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携を図っていく。

住民生活及び企業の事業活動の安定のため、災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止に向け、住民の理解を得ながら企業の事業所付近の安全確保や地域の安全活動を推進するため警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯活動等の推進に努める。

（３）その他

P D C A体制については、厚岸町観光商工課を中心とした関係部局による会議を毎年度１回開催し、本計画及び承認地域経済牽引事業計画の実施状況を取りまとめ、効果の検証と事業の見直しについて検討する。また、必要に応じ、支援機関の助言を求める。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画においては、土地利用の調整を行わない。

１０ 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「北海道厚岸町基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。